

○農林水産省令第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第一項第二号及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

改正前

(検査証明書の添付を要しない国)
 第五条の二 法第六条第一項第二号の農林水産省令で定める国は、アメリカ合衆国、アルゼンチン、大韓民国及びチリとする。

(基準に適合していることについての検査を要する植物等)
 第五条の三 (略)

別表一の二(第五条の三関係)

地域 (略)	植物又は指定物品 (略)	基準 (略)
-----------	-----------------	-----------

別表二の二(第九条関係)

地域 (略)	植物 (略)	基準 (略)
-----------	-----------	-----------

備考 第五条の二に掲げる国から植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を輸入する場合であつて、下欄に規定する検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記載されたときは、当該記録をもつて同欄に規定する検査証明書又はその写しの添付に代えることができる。

(新設)

(基準に適合していることについての検査を要する植物等)
 第五条の二 (略)

別表一の二(第五条の二関係)

地域 (略)	植物又は指定物品 (略)	基準 (略)
-----------	-----------------	-----------

別表二の二(第九条関係)

地域 (略)	植物 (略)	基準 (略)
-----------	-----------	-----------

附 則

この省令は、令和八年三月〇日から施行する。